

University Academic Repository

奥州本間家帖合の法序説

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2002-03-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中原, 章吉, ナカハラ, ショウキチ, Nakahara, Shokichi メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/50

奥州本間家帖合の法序説

中原 章吉

〈要約〉

廻船業・金融業・地主を営む本間家の江戸期（1603～1867年）における会計計算がどのように行なわれていたか、主に帳簿組織から考察する。

〈キーワード〉

本間家帖合 萬控帳 萬覚帳 萬指引帳

1. はじめに

奥州本間家は、初代の四郎原光が元禄2年（1689年）に酒田の本町1丁目に『新潟屋』を開業したのに始まり、10代を数える。

3代の光丘が千石船による商売を酒田を拠点として始めた。酒田は江戸時代に、河村瑞覧が西廻り航路を開いてから、北前船の拠点として栄え、春になると大小廻船が出入りし、全国からの荷でにぎわったという。日和山には船の道標として、常夜燈と方角石が置かれ、常夜燈には、夜毎灯かともされたという。

諸国の船主たちは、廻船の安全と航海の無事を祈願し、競って、鳥居を寄進したり、船絵馬を奉納したという。

光丘は、廻船業などの商売のかたわら、地主・金融業を営み、農業振興のために、土地改良・水利事業を行い、また、永年にわたる風害軽減のため砂防林の植林につとめたという。

また、本間家は、光丘をはじめ、庄内藩主酒井家に信頼され、請われて藩財政の相談に預っている。以来、地主・金融業と商人の仕事によって発展し酒田を中心に、「本間様には及びもないが、せめてなりたや殿様に」とまでよばれるようになったのである。

本間家の当時の隆盛をしのばせる本間家本邸は、光丘が幕府巡見使一行の本陣宿として明和5年（1768年）に新築し、庄内藩酒井家に献上し、その後本間家が拝領して、本邸として使用していたものである。

この建物は、母屋桁行33.6m、梁間16.5mの横瓦葺平屋書院造りであり、2千石旗本の格式を備えた長屋門構えの武家屋敷で、その奥は武家造りとなっている。

江戸時代中期から、本間家が廻船業と地主・金融業として、東北地方の経済に支配的地位を保つてきていたことは、かなり一般的に知られていたことである。

本間家隆盛の礎となった廻船業は、当時、北前船の拠点がほとんど裏日本に主要な航路をもって

いたことから、日本海側の今日でいう裏日本にみられたのである。いわゆる本間家のあった酒田は、当時の表日本に存在したのである。

本稿に手を染めようとしたきっかけは、駒澤大学に転任したばかりの頃に経済史を専攻する先輩教授からの薦めによる。以来なかなか資料を収集する余裕もなく今日に至った。わが国の会計の歴史については、三井家のそれを手がけたこともあり、本間家についてはそのままになっていった。

以下の文中にある下記の上側の記号は、下側の数字にそれぞれ等しいことを意味している。

イ □ △ □ ／ × × × 石 ○ 凡
一 二 三 四 五 六 七 八 九 零 (丸) 同

なお、以下に記載されている史料は、すべてたて書きのものを、文章構成上の理由で、よこ書きにしてある。

2. 萬控帳と勘定科目

文政3年（1820年）から弘化4年（1847年）までの28年間の本間家所蔵の原帳簿7冊分の萬控帳を対象とする。

本間家経済活動の把握に関して、萬控帳の果す役割とその意義については、後日にゆずることにして、ここでは、萬控帳に多くあらわれる「勘定科目」とくにその支出の部にあげられた部分について、文政3年（1820年）の萬覚帳の記載内容と照合しながらその中味を吟味することにする。次に、本間家経済活動を総合的に理解する立場から、当時の現物収支——すなわち小作米収支の内容を、文政3年（1820年）の萬覚帳の記載内容を経済史専攻の柏倉教授・山崎助教授の研究成果¹⁾を紹介しながら明らかにする。

3. 勘定科目について

文政3年（1820年）萬控帳1カ年分のうちで、支出の勘定を一覧表に表したもののが表1のようになる。

表1をみると、勘定科目25科目のうち、毎月記入されるものは、8科目（小遣・大遣・大々遣・証文かし・蔵入かし・当座両口・月勘）のみである。その他の科目は、たまたま記入されている科目である。本間家の経済活動一取引から発生した、これは当然の結果であるといわれる。

しかし、この勘定科目25科目にわたる科目設定の原則的部分は、すでに古くから確立されていたことは、その時代時代の経済活動の規模と性質によって新しい科目の増減を行ないつつ、大正10年（1921年）にまでいたっていることからこれがわかる。

『本間家文書』第4巻には、天明3年（1783年）の支出の累計が、下記のように示されている。これに対する収入の累計を考えてみれば、当時の本間家の収支規模を推測することができる²⁾。

金九萬弐千七百六拾八両三歩
△ 錢七千四百〇九貫七百八拾七文

そして、これらの勘定科目の構成される取引がどのようなものかについて、慶應3年（1867年）をさかのぼることを約50年の文政3年（1820年）の萬覚帳の勘定科目などと照合しながら、取引内容を検討してみる。

表1 萬控帳の支出勘定科目一覧表（文政3辰年1カ年分）

勘定科目	月別													
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	盆前	8月	9月	10月	11月	12月	
中船当入	○													覚
中船預り	○					○							○	覚
中船			○											覚
六王掛り		○		○							○			覚
小遣	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	覚
大遣	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	覚
大々遣	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	覚
夫食	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	覚
野手	○	○							○	○		○	○	覚
御田地寛入	○	○		○	○				○	○		○	○	覚
証文かし	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	指
蔵入かし	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	指
当座両口	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	指
蔵入	○	○	○						○	○	○	○	○	指
月勘	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	覚
小物買入		○	○	○	○				○	○		○	○	指
御米札買入			○	○					○	○		○	○	正米買入
吉金引替				○										正米買入
為替									○					正米買入
預り返ス	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	指
戻ス (間違金其他)													○	指
利息 (拝借利息)													○	指
賄									○	○				指
上納 (鶴岡・米沢其他御役所方への支出金)									○	○		○	○	指
遣ス (御世話料)											○			指

注1. ○印は当月に当該勘定科目が設定され、記載事項のあるものを示す。

2. 覚・指の字は、それぞれ萬覚帳、萬指引帳より転記された勘定科目を示す。

3. 添付数字は当月における該当勘定科目の口数を示し、添付数字のないものは、何れも一口である。

(『本間家文書第4巻』農業総合研究所、1963年より引用)

文政3年（1820年）萬控帳1月分の支出をみると、その最初に、

金百弐拾両 中船当入

となる。文政3年の萬控帳には、「中船」という勘定科目の中に

本間家月別支出額（天明三辰年1カ年分）

1月 ~~✓~~ 金三千六百六拾四両三歩

錢百八拾九貫七百拾壹文

2月 ~~✓~~ 金三千九百八拾八両三歩

錢五百壹貫三百六拾七文

3月 ~~✓~~ 金七千百弐拾壹両弐朱

錢六百弐拾七貫三百八拾文

4月 ~~✓~~ 金七千七百弐拾弐両壹歩

錢四百七拾七貫百三拾九文

5月 ~~✓~~ 金六千九百六拾三両

錢八百三貫八百四拾五文

6月 ~~✓~~ 金六千百六拾兩弐歩弐朱

錢六百拾六貫九百拾弐文

7月 ~~✓~~ 金弐千七百四両弐歩弐朱

盆前 錢四百七拾四貫百弐拾三文

7月 ~~✓~~ 金六千弐百拾壹両壹歩弐朱

盆後 錢弐百六拾壹貫九百七拾文

8月 ~~✓~~ 金七千八拾弐両壹歩

錢四百七拾六貫九百拾五文

9月 ~~✓~~ 金五千八百六拾九両

錢五百八貫弐百四拾六文

10月 ~~✓~~ 金三千六百七拾三両弐朱

錢五百五拾四貫三百四拾文

11月 ~~✓~~ 金九千弐百七拾五両弐歩弐朱

錢弐百五拾八貫五拾弐文

12月 ~~✓~~ 金弐萬弐千三百三拾弐両壹歩

錢千六百五拾九貫七百七拾九文

惣 ~~✓~~ 金九萬弐千七百六拾八両三歩

錢七千四百〇九貫七百八拾七文

表2 文政3年萬覚帳勘定科目一覧表

勘定科目	記入の有無	見出付票の有無	備考
辰之年小壳方覚	有	無	金額のみにて品目の記載なし
辰之年大壳方覚	有	有	金額と品目の記載あり
辰之年味噌仕入方覚	無	有	
辰之年切縁貰入之覚	無	有	
辰之年中船取入之覚	有	有	
辰之年六王船取入之覚	有	有	
辰之年月勘定之覚	無	有	
辰之年為替金請払	有	有	
辰之年小遣之覚	有	有	金額と品目あり
辰之年大遣之覚	有	有	金額と品目あり
辰之年寸志井大遣分（大遣）	有	有	金額と品目あり
辰之年穀物請取覚 (小見出)	有	有	
御寺御仏供米渡			
惣寺院十三ヶ寺御仏御米渡			
海晏寺御仏供米渡			
御屋鋪御飯米渡方			
本間久左エ門殿飯米渡			
本間弥十郎様			
本間久三郎殿			
下藏飯米渡			
佐藤得右エ門 □			
辰之年搗米出之覚	無	有	
辰之年無昼金不掛取替	無	有	
卯之納御米札請取覚 右御米札払方覚	有	無	
辰之納御米札請取覚 右御米札払方覚	有	無	
内蔵井質藏人覚	無	有	
④印御宿小路蔵覚 右正米払方	有	有	見出付票は御宿蔵となっている
辰穂新穀蔵入寛 右新穀払方	有	無	
④印諸方蔵入之覚	無	有	付票は脇蔵入とかかれている
④印下蔵入覚	無	有	付票は下蔵入となっている
上方為登物 栄大阪播州蔵入之覚	無	有	
上方岡下物之覚	無	有	
卯辰米錢夫食貸入覚	有	有	
萬覚 萬覚 古金引替	有	有	
野手井地子蔵敷請取覚 右之内	有	無	
辰之年御田地買入地引渡方	有	無	
辰年御田地請返地引請取	有	無	

正月

一金 百弐拾両 根上善平
舟肝煎平八

と記入があり、また萬控帳の同じところに、

銭三貫六百九拾六文 中舟
掛り

と記入されている。萬覚帳には同じように「中船」の科目の中にある「右船修覆掛」の頃に

正月

一銭三貫六百九拾六文 根上善平殿より
式艘取入現造料祝儀

と記入されている。以下同じ様に、文政3年次における萬控帳の記載と、萬覚帳の記載を1月分（ある項目は他の月に及ぶことがある）に限って照合すると次のようになるという。

表2つづき

萬控帳の記載事項 (文政3年1月分其他)	萬覚帳の記載事項 (文政3年1月分其他)
銭三貫三百六拾七文 小遣	辰之年小遣之覚 正月中
同 内江	二日
一百文 小屋之者々	一四拾文 豆腐代
同	
一百文 燃豆腐代	
三日	
一三拾六文 志し	
四日 一百文 内江	
五日 一四拾八文 針代	
六日 一弐拾壹文 細繩代	
（中 略）	
メ銭三貫三百六拾七文	
辰之年大遣之覚	
正月中	
元旦 法寺礼錢	
一弐百六拾文	三日
	一百弐拾六文 豆腐、こんにゃく からし代
	四日
	一弐百六文 代家振舞 入用色々代

金七両貳拾貫文

大々遣

五日	一百五拾文	能面糸代 (中略)
✓ 金壹両壹歩	錢貳拾壹貫八百三拾九文	
辰之年寸志井大遣分		
正月	一錢拾貫文	店源藏 当給之内
同	一金貳両貳歩	同利蔵手擬
同	一同壹両	同勝治分同断
同	一同三両貳歩	同利勘當給之内
同	一錢拾貫文	庫蔵普請

こうして大遣・小遣とも萬覚帳には、月別に上記のような記帳が行なわれ、最後に大遣・小遣の年間の集計として、

惣合金三百三拾壹両壹歩

貳拾壹七分七厘

と記入されている。

こうして萬覚帳には月別（日付なし）に記入され、年間の集計として、

表2つづき

✓ 金三百拾両貳歩
錢千七百六貫七百三拾壹文
平均両替六貫六百八拾五文
此金貳百五拾五両壹歩
五匁七分五厘八毛

小川 ✓ 金五百六拾五両三歩
五匁七分五厘八毛

同壹歩 夫食
六拾九貫貳百九拾六文

卯辰米錢夫食貸入覚 正月中	
二日	
一三貫九百拾文	新井堀村 去卯八月より 十二月迄 諸色割孫左エ門
同	一貳百貳拾六文 木川村右同断申衛門
同	一六貫九百拾六文 大宮村右同断申衛門

五日
 一金壱歩
 六百四拾文
 板戸村上作場
 肥代手帳擬
 壱俵也二付
 四拾匁づつ高六拾壹俵
 代家名右エ門
 (以下略)
 ✕ 金壱歩
 六拾九貫貳百六拾九文

こうして、この費目の年間集計額は、萬覚帳に
 惣合金四百六両三歩
 拾匁八分三厘
 と記入されている。

銭拾貫文

野手

野手#地子蔵敷請取覚

右之内
 正月
 一錢拾貫文
 御宿小路屋舗
 去卯年諸郡役
 大沼殿
 三月
 一同四貫六百七拾六文
 上袋小路屋舗
 壱軒半前御水帳
 帳替
 礼錢諸入用共
 水入佐兵衛

この科目は萬覚帳に、月別に記入され、最後に1カ年間の集計記入は次のようにになっている。

✕ 金拾八両貳朱
 錢八拾三貫貳百五拾文
 平均両替六貫六百八拾五文
 此金拾貳両壱歩廿匁三分式厘五毛

小 ✕ 金三拾両歩
 七匁八分式厘五毛
 銭四拾五貫文
 御田地

辰之年御田地買入地引渡方
 正月
 一錢四拾五貫文
 北宮野内
 新田村
 右新田開発ニ付雇代錢

三月

増金一金壱歩

成田新田村

平四郎

親類九郎右エ門

長人勘兵衛

肝煎彦左エ門

右京田細成田新田村分御田地下田壱敏拾六
 歩八厘分米壱斗四升四勺此麦田渡米壱俵三
 斗内壱斗御年貢残壱俵斗正作徳米拾壱ヶ年
 已前午之年取廻之分此度増金遣ス

同

一同百八拾両

長沼村

治郎右エ門

口入平八

長人市郎左エ門

同中左エ門

諸役治七

肝煎伊之助

見届半内

同 彦右エ門

同 新助

同 与治右エ門

右中川通十文字村分御田地反敏合式反四畝
 拾五步分米合壱石九斗式升六合七勺此渡○
 米三拾三俵之内

(以下略)

この科目の年間の口数と合計金額は次のように記入されている。

二拾壱口 ~~ノ~~ 米千八百三俵
 金千四百八拾九両
 銭四拾六貫式百八拾文
 平均両替六貫六百八拾五文
 此金六両三歩拾七匁式分七厘六毛
 米平均

以上によって、柏倉教授・山崎助教授は、萬控帳の支出にある勘定科目と、その背景にある具体的な取引内容との関係が、帳簿組織を通して明らかになったとしている。³⁾

こうした諸科目のほかに文政3年1月中に発生した取引のうち、支出に関しては、「証文かし」、「当座両口」、「蔵入」、「預り返ス」があるという。これら取引の内容については、当年次における他の勘定科目、「小物買入」、「賄」、「上納」、「遺ス」、「戻ス」、「利息」などと共に、萬指引帳のそれぞれの該当科目に記入されているものと考えられるという。

次に、収入に関して分析している。文政3年(1820年)萬控帳の正月分の収入口数は93口である。

その内容は、利子38口、年賦20口、古貸・残金・町かし18口、仕入・蔵入3口、当座4口店請負金1口、中荷代之内1口、御連金1内1口、新庄御彼所2口、地子1口、其他、小売・大売・月勘・帳場手持金とおのの1口づつ。これらのうち、地子・小売・大売はそれぞれ萬覚帳に記入されているが、他の項目は、その性質上、当年の萬指引帳の勘定科目に分類記入されている。

萬覚帳の地子・小売・大売の内容を萬控帳の記入と比較対照している。

表2つづき

萬控帳の記載事項 (文政3年) 収入面の事例	萬覚帳の記載事項 (文政3年) 事例
地子一両二両藤井久兵衛殿	野手井地子蔵敷譜収覚 正月 鍛治町 屋敷地子 一錢両藤井久兵衛 文政三 辰之年小売方覚 正月中 朔日 一金壱歩 一同壱歩 三日 一同式朱 (以下略) △ 金六両壱歩式朱
一金六両壱歩式朱 小売	
一同六両式歩 五拾四貫五百七拾八文 燃	辰之年大売方覚 正月中 三日 一金壱両 前引壱枚 四百文 同 上通衆 壱番 一七百式拾文 弓絃壱把 五日 式番 一七百式拾文 右同町 (上記同町) (中 略) △ 金六両式歩 錢五拾四貫五百七拾八文

『本間家文書第4巻』農業総合研究所、1963年より引用

4. 小作米の会計計算

次に、文政3年（1820年）の小作米の収支の状況を、本間家文書4巻（本間家所蔵資料編集委員会、柏倉亮吉・山崎吉雄編集）にもとづいて、明らかにする。

小作米の会計についての勘定科目は、文政3年の萬覚帳の中に「辰之年穀物請取覚」「卯之納御米札請取覚」「辰之納御米札請取覚」「印御宿小路藏覚」「辰穂新穀藏入覚」として記載されている。こういった勘定科目の相互の関係と記載内容を分析し検討することによって、小作米収支はほぼわかると考えられる。

会計の内容から、文政3年的小作米収支の期間は10月頃から始まり、次の年、文政4年の10月頃に終っている。

この期間に文政3年分の小作米は、米穀を主として、ときに米札あるいは現金によって納付され、その会計は複雑な点があるといわれる。

文政3年の萬覚帳のうち「辰穂新穀藏入覚」（御宿藏）の科目をみると辰年の新穀は、Aで始まり、Bで終り、Cで結ばれている。この記入は、文政3年（1820年）10月から12月までに納付された小作米で、御宿藏に実際に納付されたものを記入している。

こうした記入のなかで、「内」と「残米」の意味については、次の記入から明らかである。すな（中 略）

A 辰十二月廿八日分
一同八拾六俵 遊佐米買入代金弐拾両

B 十月十二日
一米弐俵弐斗九升九合 大野新田村長七納

C ~~米~~三千百七拾九俵二斗七升五合
糯米拾三俵
大豆百三拾八俵四斗一升
内米五百三拾八俵八升
糯米拾三俵 米払
大豆五俵四斗五升 三十四口引
残米弐千六百拾壹俵壹斗九升五合
大豆百三拾弐俵四斗六升

わち、この記入につづいて「右新穀払方」の見出しでDからEと記入されている。

この科目的記載内容に「十二月廿八日一同八拾四俵壹斗施行米」とある。その内容は多く本間家各職場における飯米用給米、寺社への供米が多く、販売米の記録はこの科目については、みられない。

そして「辰穂新穀藏入覚」の最終的記入と「右新穀払方」の最終的記入を比較照合すると、「辰穂新穀藏入覚」のうち「内」の記入内容は、「右新穀払方」の記入そのままである。こうして、「残米弐千六百四拾壹俵壹斗九升五合、大豆百三拾弐俵四斗四升」は、文政3年辰年の小作米（新穀）のうち、10月から12月まで御宿藏に収納した数量から、10月から12月までの払米を差引き、残米は、

D 十月廿二日

一糀米壹俵 内方入用

(中 略)

E 十二月廿八日

一同八拾六俵 上大内野目村

駒次郎

御田地代米

三百六俵之内

で終り、最後に

卅回口 ~~米五百三拾八俵八升~~

糀米拾三俵

大豆五俵四斗五升

翌文政4年巳年の萬覚帳の当該科目「④辰……藏覚」の最初に、このことが記入されている。」これは文政2年（1819年）卯年の小作米で、文政3辰年正月以降に収納したものが文政3年辰年の萬覚帳にどのように記載されているかを検討することによって、推定できると考えられるという。

文政2卯年の小作米で文政3辰年正月以降に収納したものは、繰越残米とともに、文政3年辰年の萬覚帳「④印御宿小路藏覚」の勘定科目に次のように記入されている。

はりがみ

辰正月十一日改

- 一. 寅納米弐拾四斗七升五合八勺
- 一. 卯納米三千三百八拾七俵四斗七升四合壹勺
- 一. 同大豆三百六拾六俵三斗二升二合六勺

と記載され、以下は

同十二日

④一米八俵四斗七升二合 田村新田村
九郎兵衛之内

(中 略)

十月廿九日

一同弐俵 右同人納
(上記)
九月一同八百俵 外野村中
此代金 弐百両

次に惣〆記入がハリ紙で記録され、その内容は、この勘定科目につづいて「右正米払方」の見出しのもとに

正月十三日

一米拾俵

寺院拾ヶ寺

に始まり

(中 略)

十一月十三日

一同壹俵

本間久左エ門殿

九月一同八百俵

外野村中

御田地代米之内

で終り最後にはり紙にて

百六口 ~~ノ~~ 米壹万四千七百壹俵

壹斗四升七合九勺五才

松山御米

百拾九俵

糯米 壱俵

大豆六百七拾四俵三斗

惣 ~~ノ~~ 米壹万四千八百七拾弐俵弐斗弐升六合四勺八才

松山御米百九拾八俵四斗六合五勺

糯米壹俵

大豆六百七拾九俵四斗八升弐合六勺 内

米壹万四千七百壹俵壹斗四升七合九勺五才

松山御米百九拾九俵

糯米壹俵 米払

百六口引

大豆六百七拾四俵三斗

残米百七拾壹俵七升八合五勺三才

大豆五俵壹斗八升弐合六勺

で終る。この合計数量と「④印御宿小路蔵入覚」の合計数量とを比較すると、「内」の内容がそのまま「右正米払方」の合計数量になっている。

こうして年間に収納した小作米は、その収納期間に大部分販売又は供米、其田で支払い、残額は僅かである。

文政3年（1820年）のこの時代は、貨幣経済は未熟であった。施行米・給米・駄貸・飯米・その他現物による支出が非常に多額である。いわゆる「米遣の経済」であったと考えられる。しかし、反面、これらの小作米が直接販売されて、本間家の商業資本、金融資本そして土地の資本に転化した額も大きい。この点については「右正米払方」の記入の中で、明らかに販売米と考えられる数量・代金の記入されている取引を次に見ることができる。

	三月四日	
△石かへ	一米百拾俵 代金弐百七拾九両壹歩 弐匁八分九厘	日吉丸惣助 増引残
	同	
□かへ	一大豆三百七拾俵 壹匁五分六厘	右同人 (上記) 同断
□ イかへ	一同口百弐拾俵 代金弐拾八両弐歩 廿壹匁九分四厘	右同人 同断
	三月廿五日	
△石かへ	一同弐千弐拾九俵 代金五百拾両弐歩 壹分六厘	坂本丸富五郎 増引残
	同	
□丸かへ	一大豆六拾六俵 代金拾六両 拾九匁六厘	右同人 (上記) 同断
	同廿六日	
△石かへ	一米六百七拾弐俵 代金百六拾九両 七匁六分九厘	玉出丸佐七
	五月廿二日	
△石／かへ	一同千九百俵 代金四百九拾七両 拾六匁六分八厘	日吉丸惣助 片增引残
	六月二日	
△メ／かへ	一同千七百五拾俵 代金四百五拾七両三歩 拾六匁六合七厘	玉出丸佐七 増引残
	同十三日	
△メ／かへ	一同弐千三百五拾俵 代金四百五拾七両三歩 拾六匁六分七厘	坂本九長左エ門 増引残
	同	
△メ／かへ	一同七百八拾俵 代金弐百四両 拾匁	近江丸善吉 増引残

同

□×かへ 一大豆九拾六俵 右同人
 代金弐拾弐両三歩 増引残
 拾弐匁五分六厘

同

△名／かへ 一松山御米百弐拾三俵 近江丸善吉
 壹斗六升六合五勺
 代金三拾壹両
 弐拾四匁五厘

八月十九日

／＼かへ 一同八百弐拾俵 讃岐丸善兵衛
 代金百五拾七両三歩 片かし
 壹匁九分六厘 引残

八月廿八日

／＼＼かへ 一米千弐百五拾俵 日吉丸惣助
 代金弐百三拾八両 片まし
 拾六匁七分 引残

次に「米札」の会計について検討する。

まず文政3年の萬覚帳の「御米札請取」の勘定科目についてみると、最初に「卯之納御米札請取覚」の見出しがあって、最初の記入は、

辰正月十一日改

一卯納御米札八百五拾壹俵
 弐斗四升弐合弐勺

次に

同十四日

◎一同七俵弐斗 上寺
 北之坊納

の如き記載がつづき

(中 略)

最後に

十月三日

一同弐百四拾六俵 御屋鋪様
 壹斗四升六合三勺

で終り

代金

御米札六千八百三拾六俵
 × 壹斗九升四合七勺七才
 松山御米札九拾俵

の記入で終っている。この記入をみると、文政3年（1820年）正月から10月3日に至る期間の米札による収納数量がすべて記入され、この中には小作米以外の取引と考えられる、例えば次のような取引もある。

四月十二日 このような比較的大口の記録もあるが、大部分は、小作米収納すなわち
一同三拾五俵 米札による受取引である。

被下水

去年分 この記録を、文政3辰年「卯之穂俵田改帳」の記録を照合すると、小作
米受取部分の記入「右之内」の記録の中に、右のように記入されている。

一同三拾貳俵

三升三合三勺三才

御扶持方 こうして、この2口中「御米札」かかれた部分の数量は、萬覚帳の「卯
去卯十 十一 之納御米札請取覚」の科目にそれぞれ記入される。

十二 三ヶ月分

その差額数量すなわち

15俵2斗5合4勺 - 5俵 = 10俵2斗8升5合4勺

51俵 - 11俵 = 40俵

は、萬覚帳の「卯御宿小路藏覚」の科目に、現実に庫入された日付で記入される。

㊀一米拾五俵

貳斗八升五合四勺 辰二月中

㊀但内五俵御米札 八口ニ入

㊀一同五拾壹俵

㊀但内拾壹俵御米札 同三月中

六口ニ入

〈辰俵田改帳（川北）平田一番大町村仁右エ門前の部分の記録〉

次に、「右御米札払方覚」の科目には、

二月廿九日

△×□△×かへ 一御米札七百六拾俵

富屋彦右エ門

二月切渡札

十月三日

一同三拾貳俵 御藏

出し

壹斗七升九合壹勺五才

で終り、内容は十一口、最後にはり紙にて

御米札六千八百三拾俵

× 松山御米札九拾俵 壱斗六升七合五勺五才

上のように記録されている。これらの米札の販売代金の萬控帳のそれぞれの収入部分に記入される。

もうひとつ、「辰之納御米札請取覚」をみると

十二月十日

一御米札式百五拾六俵 代家清八納

から始まり、十二月中に十一口収納、続いて、記載は文政四年巳年に移り

巳正月四日

一同五拾三俵 代家松治郎納

壹斗

(中 略)

十一月分

一同五千俵 御郡代所

拝借米

で終り、七口記載され、最後にはり紙にて

△ 御米札五千五百八拾三俵三斗三升

松山御米札九拾俵

内三千四百三拾弐俵 米之払

四口引

残米式千五百五十壹俵三斗三升

松山御米札九拾俵

と記載されている、また「右御米札払方覚」の見出しのもとに

十一月廿八日

一御米札千百四拾俵 本庄屋三郎平殿

かし

と記入されている。この△高が前期の「内」の数量に該当する。

同廿九日

一同千百四拾俵 新間屋

かし

同

一同千百四拾俵 大沼平八殿

かし

十二月晦日

一同拾弐俵 服部伝右エ門様

かし

△御米札三千四百三拾弐俵

5. 本間家帳合の法

以上の本間家の会計計算をみてみると、回船業・地主・金融業を営む本間家の帳簿は、業種別に「萬控帳」、「萬覚帳」、「萬指引帳」によって処理されていたことがわかる。

本間家の帳合は、複式簿記ではなく、単式簿記で行なわれていたことは確かである。

本間家の帳合は、それを統括するようなシステムを見出すことは、これまで入手できた文書の範囲内では、できていない。

萬控帳における「勘定科目」は、そのそれぞれの性格や区分が明確ではない。たとえば、資産・負債・資本といった財産計算にかゝわる勘定と収益・費用といった損益計算にかゝわる勘定の区分、まとまりといったものに必ずしも整理されていない。

萬覚帳や萬指引帳から萬控帳に勘定科目で転記される帳簿組織になっていることからみて、これらが、複式簿記における「仕訳帳」「伝票」に相当する役割を担当しているようにみえる。

小倉栄一郎教授も指摘されるように⁴⁾明治以前のわが国固有の簿記の方法について、その全貌を知ることができるような、完全な帳簿史料が発見されたということをきいたことがない。この時代の決算報告書は、相当長期間にわたって保存されていることが多い。したがって、歴史研究には役立つかもしれないが、簿記の研究には適していない。簿記の方法そのものについて説明した会計規定や手引書はみつかったことがない。この本間家の文書もその例外ではない。

簿記の方法を解明するには、その時代の同じ年代の主要簿、補助簿が一揃あることが最適条件である。すくなくとも、接し合う年代の主要簿、補助簿を一式揃える必要がある。明治以前の帳簿は、わが国では、毎年改めたとは限らない。本間家の帳簿もその範疇に入る。何年分もの記帳が1冊に連続して記帳されていることが多い。年代が喰違い、どれかの年で連なるという状況である。

奥州本間家が採用していた帳合の法、すなわち簿記法は、多帳簿制単式簿記であったと考えられる。

大福帳と称する帳簿は、萬控帳ともいわれ、総勘定元帳の役割を果たす中心的帳簿で、資産・負債・資本・収益・費用に相当する諸勘定口座が開示されている。日常多く発生する取引を記帳するには、別に特定した萬覚帳の勘定を設定してこれを記帳する。これらの基礎となる勘定は、合計を算出して、大福帳（萬覚帳）に開かれている当該勘定口座に転記する。これによって、総勘定元帳としての大福帳（萬控帳）が完成されるのである。

註

- 1) 本間家所蔵資料編纂委員会『本間家文書 第4巻』農業総合研究所、1963年、4ページ~
- 2) 同上前掲書4ページ~
- 3) 同上前掲書4ページ~
- 4) 小倉栄一郎「わが国固有の会計報告の類型」『会計』91巻5号、1967年5月、676ページ

参考文献

本間家所蔵資料編纂委員会『本間家文書 第4巻』農業総合研究所、1963年3月31日、山形大学 柏倉亮吉教授、山崎吉雄助教授 編纂

(平成14年1月31日 受理)